

令和7年度防衛省行政事業レビュー外部有識者会合

議事次第

1 日 時 令和7年5月15日（木） 1030～1200

2 場 所 防衛省会議室（68号棟3階会議室）

3 時 程

時 間	所要(分)	内 容	発言者
1030	1	開 会	会計課長
		外部有識者の紹介	
1031	1	防衛省行政事業レビュー推進チーム 統括責任者代理挨拶	大臣官房審議官
1032	35	事業の概要説明（各事業7分以内） ① 主機等オーバーホール ② 騒音防止事業（一般防音） ③ 防衛セキュリティゲートウェイの整備 ④ 戦略的コミュニケーション ⑤ AI導入推進	事業所管部局 担当課等
1107	50	意見聴取、候補事業の優先順位付け	外部有識者
		対象事業の選定	座長
1157	3	今後の予定 5月22日(木) 1015～1200 事前勉強会（オンライン）（P） 6月 5日(木) 1000～1700 現地ヒアリング 6月20日(金) 1330～1630 公開プロセス（対面）	会計課長
1200	—	閉 会	

令和7年度防衛省行政事業レビュー外部有識者会合

委員名簿

(敬称略、五十音順)

防衛省 外部有識者

いとう ゆきこ
伊藤 由希子 慶応義塾大学大学院商学研究科 教授

しらかさ せいこう
白坂 成功 慶応義塾大学大学院
システムデザイン・マネジメント研究科 教授

たかはし れいじ
高橋 玲路 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士

なかつた こ
中田 るみ子 協和キリン株式会社 デンカ株式会社 社外取締役兼任

はやし けいこ
林 敬子 公認会計士
早稲田大学大学院会計研究科 教授（座長）

内閣官房行政改革推進本部事務局 外部有識者

いとう しん
伊藤 伸 政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター

かわさわ りょうこ
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役

こばやし ようへい
小林 庸平 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部経済財政政策部主任研究員
独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー

こばやし わたる
小林 航 亜細亜大学経済学部 教授

なかぞら まな
中空 麻奈 BNPパリバ証券グローバルマーケット統括本部副会長

令和 7 年度外部有識者会合 概要資料

① 主機等オーバーホール	・・・	2
② 騒音防止事業(一般防音)	・・・	11
③ 防衛セキュリティゲートウェイの整備	・・・	16
④ 戦略的コミュニケーション	・・・	24
⑤ AI導入推進	・・・	30

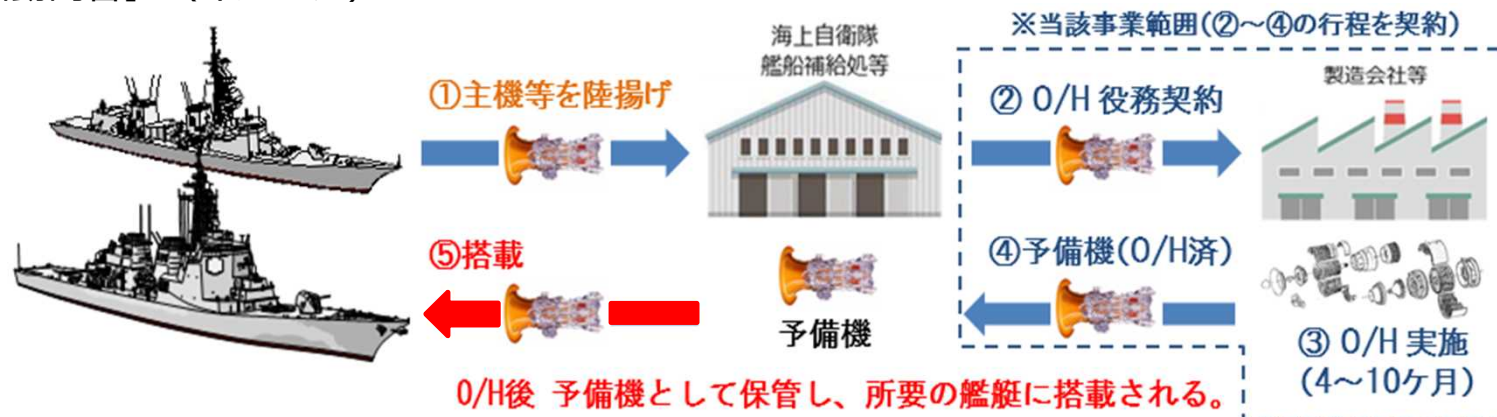
主機等オーバーホール

【令和7年度予算額】（歳出ベース）11,092,281 千円 （契約ベース）12,527,078 千円

1. 事業概要

- 令和4年12月に策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画においては、我が国自身の防衛体制の強化、継戦能力を確保するための持続性・強靱性の強化の取り組みの一環として、防衛装備品の可動数向上が規定されている。
- 艦艇に搭載されている推進用及び発電用原動機（以下「主機等」という。）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、信頼性を確保するため、規定の運転時間に達した時点で開放検査及び部品交換等（以下「オーバーホール」という。）を実施する必要がある。
- これらの主機等のオーバーホールの実施には、約4～10か月の期間を要し、その間、艦艇が非可動状態になるため、当該主機等のオーバーホールに当たっては、予めオーバーホールを実施した主機等（以下「予備機」という。）と交換する方式を採用している。
- 本事業は、規定の運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、製造会社等と役務契約を締結し、オーバーホールを実施の上、予備機として確保するものである。

【主な活動内容】（イメージ）



2. 論点

- ① 現行の主機等のオーバーホール間隔を、安全性を確保しつつ、経費削減の観点から更に延伸できる余地はないのか。
- ② 主機等のオーバーホールでは、一部部品を海外製造元から輸入して使用しているが、海外製造工場の閉鎖等により、部品供給が遅延又はストップするリスク及び価格高騰が進行するリスクを局限できないか。
- ③ 主機等の維持整備は、整備計画の立案、オーバーホール、定期的な艦内整備、部品の所要数算定及び調達、不具合対策検討等多岐にわたる上、各艦・各項目ごと個別に契約しており、業務量が非常に膨大かつ煩雑であるため、行政コストや業務量の低減ができないか。

3. ロジックモデル

現状・課題

主機等のオーバーホールを実施するには、相当の期間を要するため、予めオーバーホールを実施済みの予備機を準備し必要な艦艇に搭載している。

艦艇の可動率を維持・向上させるためには、規定の累計運転時間に達した主機等のオーバーホールを実施した際に速やかに交換できるよう、常に予備機を確保しておく必要がある。他方、予算を効率的に使用するため、主機等ごとに運転データを収集し、オーバーホール間隔の延伸について継続的に検討し、経費削減にも努める必要がある。

インパクト (事業の目的)

主機等は、艦艇の航行や活動に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、主機等ごとの高い信頼性が要求されることから、信頼性を保証できる累計運転時間を定めており、累計運転時間に達した主機等のオーバーホールを実施することによって、信頼性が回復し、当該主機等を部隊に提供することにより、艦艇の可動率向上に寄与する。

アクティビティ（活動）

主機等を整備するメーカーに発注し、オーバーホールを実施

アウトプット（活動結果）

オーバーホール計画に基づく整備

【活動指標】
オーバーホールを実施した主機等の整備台数

アウトカム（短期）

当該年度に計画している主機等のオーバーホールの実施

【成果指標】
当該年度にオーバーホールを実施した主機等の整備台数

アウトカム（長期）

主機等について、オーバーホールを実施することにより、艦艇の可動率向上に寄与することができる態勢の維持

【成果指標】
オーバーホールを実施した主機等の搭載艦艇数

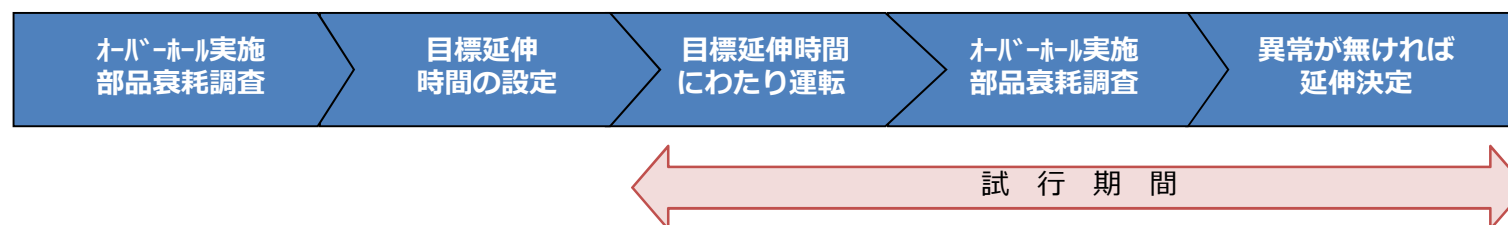
(参 考 资 料)

1 オーバーホール間隔延伸（決定プロセスの工夫）及び経費削減効果

1 ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸

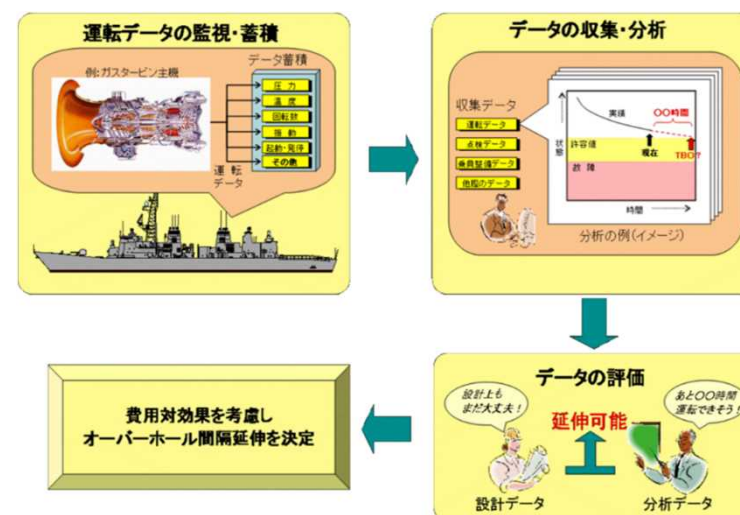
海上自衛隊では、艦艇の可動率の向上及び整備費等の経費削減を図ることを目的として、ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸を実施している。具体的には、運転状態やオーバーホール時における高温部に晒される部品や高速回転する部品などの衰耗状況などを調査し、当該部品の寿命予測を始めとする検討などを行ったうえで、延伸の可能性があると判断された主機等について、目標延伸時間を定め、実艦に装備された状態で当該時間にわたって試行的に使用し、運転状態及び当該時間後のオーバーホール時における異常の有無を確認のうえ決定している。

※オーバーホール間隔延伸決定までの流れ（イメージ）



2 オーバーホール間隔延伸決定のプロセスの工夫

平成26年度からは、オーバーホール間隔延伸の決定プロセスの期間を更に短くするために、計測器材やデータ蓄積装置を活用し、運転状態での各部温度、圧力、振動状況などのデータを収集・分析するとともに、定期的に潤滑油の性状の分析や内視鏡による内部点検を行うことにより、当該機器の状態を詳細に監視・分析する手法を取り入れている。この手法により、オーバーホール間隔延伸の可否について、従来より早期かつ長時間の延伸について結論を得ることが可能となった。

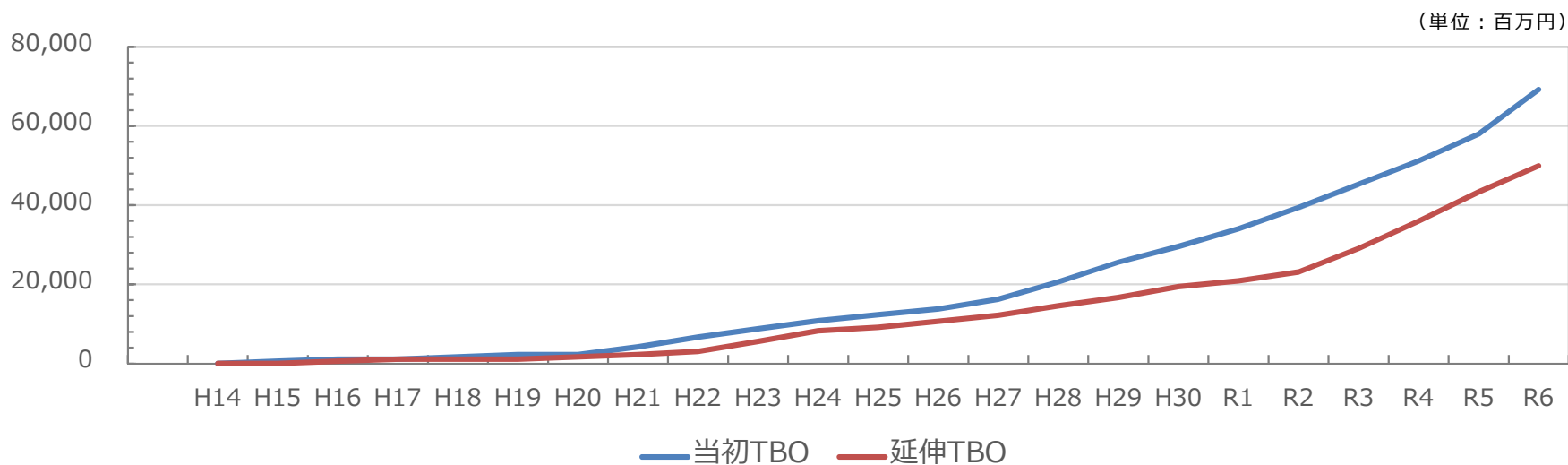


3 オーバーホール間隔延伸による経費削減効果

(1) 経費削減実績

ガスタービン機関の経費削減実績は下表のとおりであり、オーバーホール間隔を延伸することによる経費削減効果は大きい。

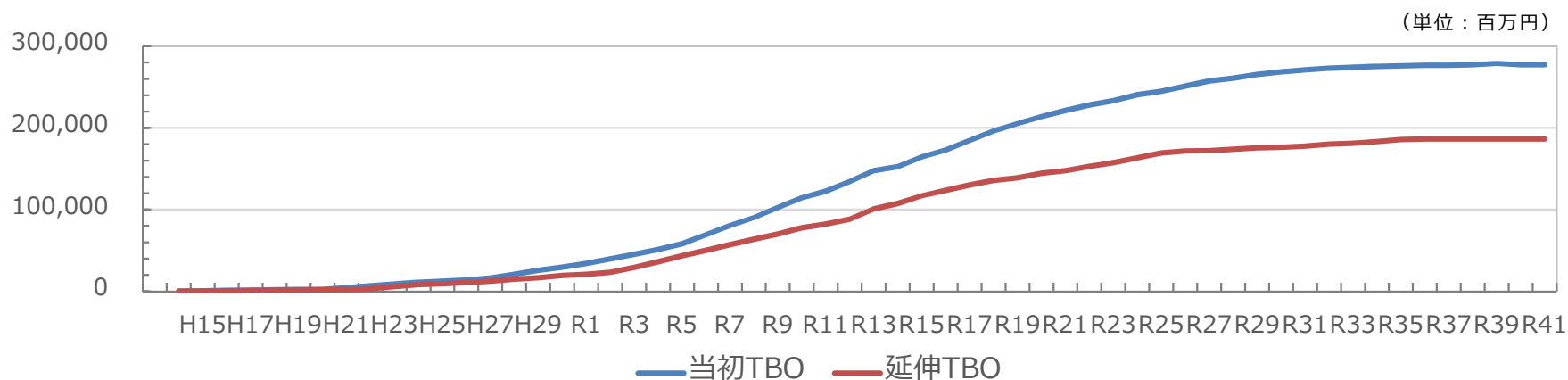
機種名	オーバーホール間隔		実施台数 (実績)	削減台数 (実績)	オーバーホール 経費総額	経費削減 (実績)
S M 1 C	当 初	8,000H	106	30	17,288,468	3,936,590
	延伸後	12,000H	76		13,351,878	
L M 2 5 0 0	当 初	8,000H	126	42	24,628,146	8,140,078
	延伸後	12,000H	84		16,488,068	
M 1 A - 2 5	当 初	8,000H	123	36	9,320,511	2,035,200
	延伸後	11,000H	87		7,285,311	
5 0 1 - K 3 4	当 初	9,000H	131	36	17,957,363	5,139,077
	延伸後	13,000H	94		12,818,286	
平成14年度から令和 6 年度までの経費削減実績（単位：千円）					合 計	19,250,945



(2) 経費削減見込み

総合的な経費削減見込みは下表のとおり。

機種名	オーバーホール間隔		実施台数 (実績＋見込)	削減台数 (実績＋見込)	オーバーホール 経費総額	経費削減 (実績＋見込)
S M 1 C	当 初	8,000H	266	102	56,443,668	21,556,430
	延伸後	12,000H	164		34,887,238	
L M 2 5 0 0	当 初	8,000H	264	98	74,199,678	28,256,062
	延伸後	12,000H	166		45,943,616	
M 1 A－2 5	当 初	8,000H	378	126	42,657,681	13,801,260
	延伸後	11,000H	252		28,856,421	
5 0 1－K 3 4	当 初	9,000H	262	83	66,454,218	22,168,507
	延伸後	13,000H	179		44,285,711	
L M 2 5 0 0 I E C	当 初	8,000H	38	4	13,410,086	1,411,588
	延伸後	12,000H	34		11,998,498	
M 1 A－3 5	当 初	10,000H	161	37	26,431,370	6,074,290
	延伸後	12,000H	124		20,357,080	
平成14年度から令和４１年度までの経費削減見込（単位：千円）					合 計	93,268,137



2 ガスタービン機関部品の国産化（リスクの局限）

○ ガスタービン機関（SM1A及びSM1C）部品の国産化

オーバーホール毎に使用する輸入部品について、平成24年度から国産化を行い、平成26年度以降のオーバーホールでは国産化された部品を安定使用するとともに、これまでに累計約190.0億円の整備費削減を達成している。

■ 国産化削減額及び投入初度費実績

（単位：億円）

契約年度	削減額	削減額累計	投入初度費	投入初度費累計
H24（2012）	0.6	0.6	98.3	98.3
H25（2013）	0.1	0.7	－	98.3
H26（2014）	2.4	3.1	12.2	110.5
H27（2015）	2.3	5.4	－	110.5
H28（2016）	13.1	18.5	－	110.5
H29（2017）	8.4	26.9	－	110.5
H30（2018）	5.8	32.7	－	110.5
R01（2019）	19.5	52.2	－	110.5
R02（2020）	18.3	70.5	－	110.5
R03（2021）	22.3	92.8	－	110.5
R04（2022）	21.4	114.2	－	110.5
R05（2023）	32.1	146.3	－	110.5
R06（2024）	43.7	190.0	－	110.5

■ 国産化実績

国産化品目数	削減率（国産化前価格 ⇒ 国産価格）
1,039品目	約48.6%減

3 ガスタービン維持整備へのP B L導入（行政コストの低減）

○ ガスタービン機関のP B L導入

部品等の売買及び役務等を必要な都度契約、支払いしてきた従来の維持整備手法から役務の提供等により得られる成果に主眼を置き、包括的な業務範囲について契約、支払いするP B L※方式を令和3年度から一部のガスタービン機種（M 1 A－3 5型）に適用導入、令和5年度に適用ガスタービン機種を拡大（M 1 A－2 5型に適用導入）した。

引き続き、ガスタービン機種及び仕様拡大に向けて検討調整中である。

※装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶもの

騒音防止事業（一般防音）

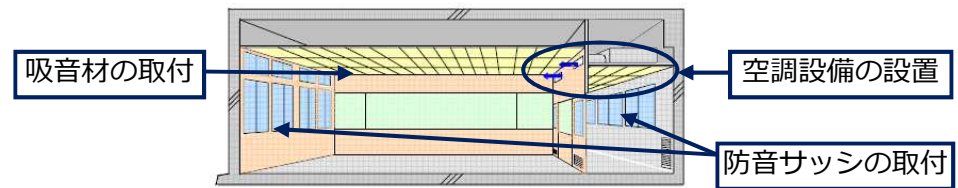
【令和7年度予算額】（歳出ベース）10,785,000千円 （契約ベース）14,323,690千円

1. 事業概要

- 防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたるもの。
- 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃等の騒音が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。
- これらの障害を防止し、又は軽減するため学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られ理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。

【主な活動内容】

自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。



2. 論点

- ① 一般防音事業は、制度創設後約60年が経過しており、制度創設当時の採択基準の適正性を検証できないか。
- ② 学校施設の空調設備の設置率が高くなっているところ、学校新設時における空調設備の設置費用を全額補助することの妥当性を検証できないか。
- ③ 一般防音事業の採択にあたり、騒音測定方法は1施設ごとに1週間程度、地方防衛局職員が張り付いて測定しているが、効率的な測定方法を検証できないか。

3. ロジックモデル

現状・課題

防衛施設周辺では、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により、著しい音響が生じる可能性がある環境となっている。

その中で、学校や病院など、その事業を行う上で特に静穏を必要とするものについては、音響による障害により、授業の中断や患者の療養環境の低下など、事業の継続が困難となるおそれがあるため、特に静穏を必要とする施設については防音工事の必要が生じる。

インパクト (事業の目的)

防衛施設は、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃等の騒音が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があることから、これらの音響障害を防止し、又は軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときに、防衛省から補助金の交付を行うこととなっている。当該補助金の交付により、関係住民の生活の安定、福祉の向上などが図られ、防衛省・自衛隊に対する理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。

アクティビティ（活動）

学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助

アウトプット（活動結果）

防音工事の補助の実施

【活動指標】
事業実施件数

アウトカム（長期）

音響障害の防止又は軽減により、関係住民の生活の安定及び福祉が向上

【成果指標】
防音工事を実施した施設利用者へのアンケートにおいて、「防音工事の効果があった」と回答した施設利用者数の割合

(参 考 資 料)

参照条文

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（障害防止工事の助成）

第三条 （略）

２ 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第一条の五の一項に規定する病院、同条第二条第一項に規定する助産所

三 （略）

防衛施設の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和４９年政令第２２８号）（抄）

（障害防止工事の補助の割合）

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

２ 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

（防音工事の補助の割合）

第六条 第二条の規定は、法第三条第二項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

参照条文

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成20年3月31日 防衛省訓令第27号）

別表第2（第5条関係）

1 （略）

2 適用基準

施設名	単位時間	音響の強度 (騒音レベル)	音響の頻度					
			70以上	75以上	80以上	85以上	90以上	95以上
学校（幼稚園を除く。）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校	1授業単位時間 又は1訓練単位時間	10回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		5回以上			3級	2級	1級	1級
	1日の授業時間 又は訓練時間	10回以上					2級	1級
幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園	1時間	12回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		6回以上			3級	2級	1級	1級
	4時間	8回以上					2級	1級
福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	1時間	10回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		5回以上			3級	2級	1級	1級
病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター	8時から18時までの1単位時間	3回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
	18時から23時までの1単位時間	2回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
	23時から8時までの全時間	4回以上			3級	2級	1級	1級
保健所及び老人デイサービスセンター	1時間	4回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級

注：1 この表における各単位時間は、昭和49年6月27日防衛施設庁告示第7号の例による。

2 1級、2級、3級又は4級とは、1級工事、2級工事、3級工事又は4級工事をいう。

防衛セキュリティゲートウェイの整備

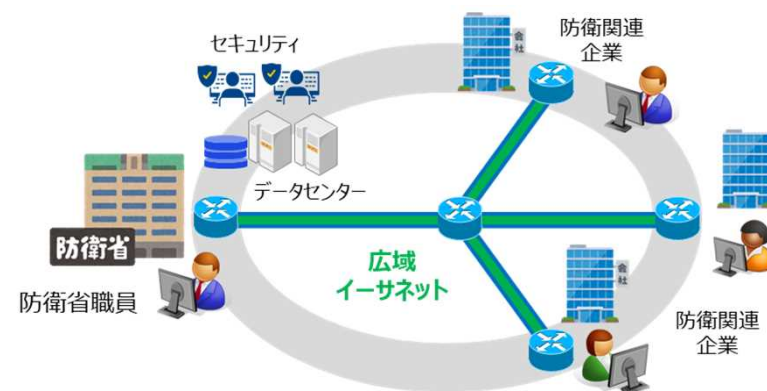
【令和7年度予算額】（歳出ベース）10,199,618千円

1. 事業概要

- 令和4年12月に策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画においては、いわば防衛力そのものといえる防衛生産基盤の強化の取り組みの一環として、サイバーセキュリティ強化が規定されている。
- 本来これは、防衛生産基盤を構成する防衛関連企業がそれぞれ強化策を講じることで結果として基盤全体の強化となることがあるべき姿であるが、企業によっては、費用や人材の観点からすぐに強化策を講じることが困難な場合もあるため、国において本事業として官民共通的な基盤を構築し、この利用を促進することで結果として早期に防衛生産基盤のサイバーセキュリティ強化を図ることを企図したものである。
- 加えて、調達に関する行政文書の電子化推進の観点から、防衛省が行う防衛装備品の調達に関しても、発注者である防衛省と受注者である防衛関連企業との間で、保護すべき情報を含む電子データを安全かつ効率的に共有することへのニーズが高まっているため、これらに一括して対応する観点から、必要なシステムセキュリティを備えた通信基盤である防衛セキュリティゲートウェイ（Defense Security Gateway 以下「DSG」という。）を整備した。

【主な活動内容】

- DSGは令和6年3月から運用を開始し、令和5年度は3社、令和6年度は47社の加入となった。また、加入企業において、契約上指定される「保護すべき情報」をDSGにより取り扱う事業が105事業に及ぶなど、着実に利用が進んでいる。
- これは、説明会やホームページ等を通じたDSGの知名度向上に努めた成果が現れていると考えられ、今後も引き続き、加入及び利用拡大のための取り組みを推進する。



（防衛セキュリティゲートウェイのイメージ）

2. 論点

- ① DSGの加入促進のため、これまで、各種説明会の実施やホームページへの関連情報の掲載といった知名度向上のための取り組みを行うほか、提供するサービスを充実させることにより利用の利便性向上を図り、魅力化（＝利活用したくなる）する取り組みを行っているが、これらのほか、加入企業の増加のため、既存の取り組みの深化や新たなアプローチなど、更なる取り組みを検討すべきではないか。
- ② DSGは現在、保護すべき情報を含めた情報共有の機能のみを有しているところ、利用促進の観点から、例えばコミュニケーション、プロジェクト管理、掲示板等、情報管理以外の利便性やセキュリティの向上につながるサービスの導入を検討しているが、これら以外に、考えられる利用促進のための追加サービスやサービス以外の実務上の取り組みについて検討すべきではないか。
- ③ DSGは「保護すべき情報」を取り扱うため、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に準拠した取扱施設内で利用する必要がある。そのため、取扱施設の確認や回線の敷設、各種設定等、加入完了までに約3～6か月程度の時間を要し、すぐに利用ができない状況がある。また、契約毎に、企業が当該契約事業の中でどのような場面、頻度でDSGを活用するか等が様々であり、利用ニーズや利用形態に応じたより迅速かつ効率的な利用について検討すべきではないか。

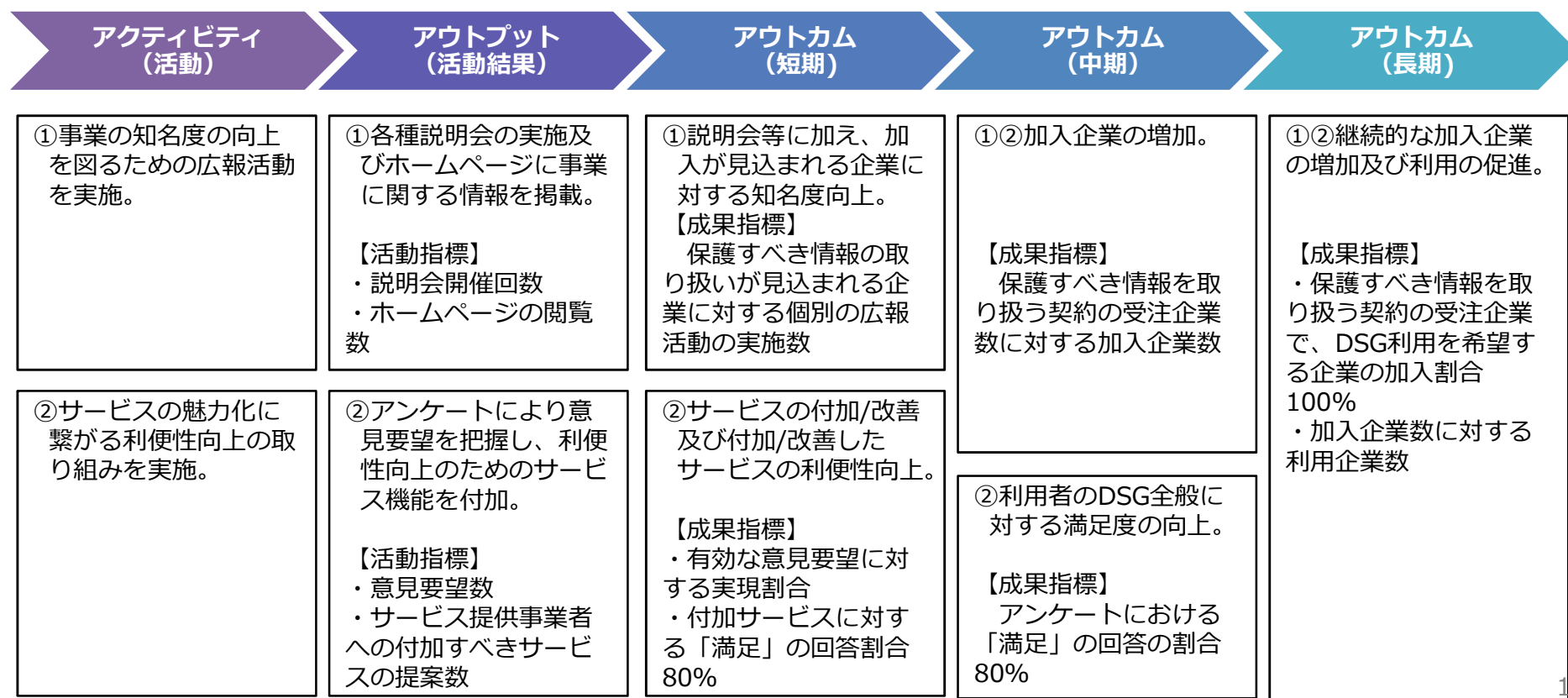
3. ロジックモデル

現状・課題

防衛生産基盤におけるサイバーセキュリティ強化の取り組みについては、官民共通的な基盤を構築し、当該基盤の利用の促進を図るとともに、発注者である防衛省と受注者である防衛関連企業との間で、保護すべき情報を含む電子データを安全かつ効率的に共有することが求められることから、DSGを整備・普及する必要がある。

インパクト (事業の目的)

DSGでは、契約上指定される「保護すべき情報」を取り扱うため、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に準拠したシステムセキュリティを実装している。そのため、保護すべき情報を取り扱う契約相手方との間で本基盤の利用促進を図り、防衛生産基盤のサイバーセキュリティ強化に寄与する。



(参 考 资 料)

国家防衛戦略等におけるサイバーセキュリティ強化の規定

● 国家防衛戦略（令和4年12月16日閣議決定）Ⅶ_1_防衛生産基盤の強化

（前略）

さらに、防衛産業のサプライチェーンリスクに対応するとともに、国際水準を踏まえたサイバーセキュリティを含む産業保全を強化し、併せて機微技術管理の強化に取り組む。

（後略）

● 防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）Ⅸ_1_防衛生産基盤の強化

（前略）

様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う。

（中略）

サイバー攻撃を含む諸外国の情報活動等からの情報保護は、防衛生産及び国際装備・技術協力の前提であり、防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施、防衛産業保全マニュアルを策定・適用するための施策を講じるとともに、産業保全制度の強化を行う。また、特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した機微技術管理を実施する。

（後略）

防衛装備庁ホームページに掲載しているDSG公開資料等

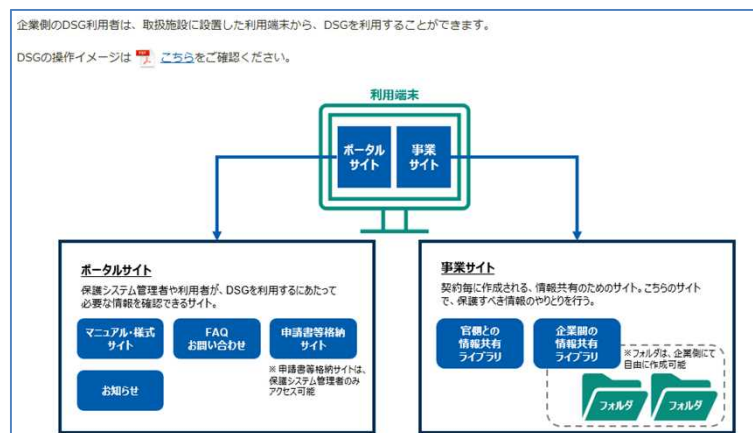
- DSG特設サイトを防衛装備庁ホームページ内で公開しており、DSGの利用を検討している企業等の担当者に対して、DSGを利用する前と利用した後の効果をわかりやすく説明するとともに、加入、利用の各種手続きの流れについて必要な書類とともに掲載している。
- また、システム操作イメージも掲載し、慣れていない方でもシステム操作をイメージしやすいように考慮した。



特設サイトトップページ

#	プロセス	概要
①	事前準備	● 情報セキュリティ基準に対応している取扱施設（物理的及び環境的セキュリティ）の準備
②	加入申請書等の提出	● 加入申請様式及び端末登録申請様式の入手 ● 申請書類の提出（必要な添付書類の準備を含む。） 【関連申請書等】 X 防衛セキュリティゲートウェイ加入（変更）申請書及びレイアウト図記入票 X 防衛セキュリティゲートウェイ加入（変更）申請書 複数申請用 X 利用端末の登録・削除申請書 X 防衛関連企業にご用意いただく各種機器等の要件と国による対価の支払い措置とDSGの関連について
③	事前現地確認への対応	● 官側現地確認への対応 取扱施設等が適切に準備されているかについて、現地での確認を行います。 【参考資料】 X 事前現地確認のチェックリスト

手続きの流れ



これから利用する方向けの操作イメージ

【特設サイトのコンテンツ】

- ・ DSGの概要
- ・ 加入手続き／利用手続きの流れ
- ・ 各種文書様式一覧
- ・ よくある質問
- ・ 問い合わせ先
- ・ DSG操作イメージ
- ・ ご意見／ご要望窓口

特設サイト



URL:
<https://www.mod.go.jp/atla/dsg.html>

DSGの加入と利用の流れ（公開資料から抜粋）

- DSGを利用するためには、「加入」と「利用」の申請が必要です。

加入

セキュリティが担保された環境の整備をし、官側の確認を受けること（初回のみ）

利用

情報セキュリティ特約条項付の契約に紐づいた申請を行い、官側より承認を受けること（利用の都度）

- 「加入」には、相応の時間を要します。利用したい時期を見据え、計画的に加入の手続きを進めてください。

	#	作業項目	20xx年 yy-4月	20xx年 yy-3月	20xx年 yy-2月	20xx年 yy-1月	20xx年 yy月	20xx年 yy+1月
加入	1	加入申請書提出						
	A	取扱施設の整備						
	2	官側事前現地確認						
	3	回線業者現場調査						
	4	付帯工事・回線業者再現場調査（必要な場合）						
	B	防衛装備庁が指定する仕様の機器等を準備						
	5	回線工事・ONU設置・通信ルータ設置						
	6	利用端末セットアップ						
	7	静脈認証登録（保護システム管理者）						
	8	DSG接続確認（疎通確認）						
利用	9	官側最終現地確認						
	10	加入完了						
	11	利用申請書提出						
	12	アカウント受領・静脈認証登録						
	13	利用開始						

#1とAは順不同。

<凡例>

#1～13は作業の流れ、A及びBは企業内における準備項目です。

アンケートの結果による要望等

- DSGを利用する官民関係者にアンケート調査を実施。
- 現在、保護すべき情報を含む情報共有の機能のみを有するDSGに対する追加機能の要望や、特設サイトで公開している各種資料の理解度などを調査し、今後の検討に活用。

■ 基本情報

＜アンケート対象＞

- ・ 防衛省職員：40人
- ・ 加入済み企業：33社
- ・ 加入予定企業：45社

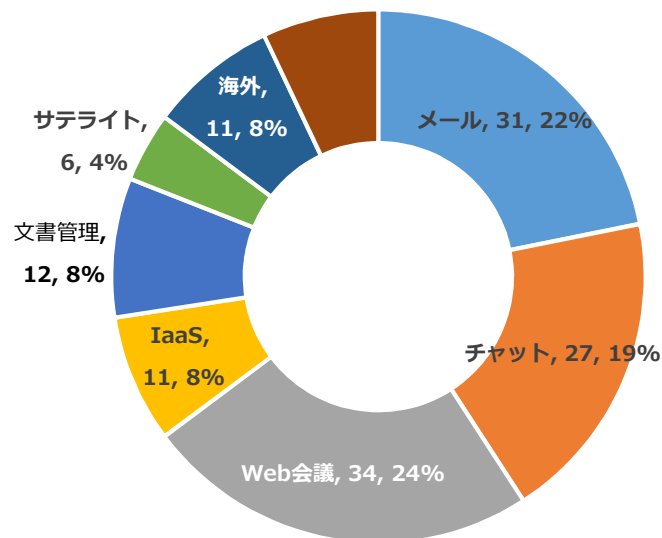
＜回答数・回答率＞

- ・ 防衛省職員：27件（67.5%）
- ・ 加入済み企業：27件（81.8%）
- ・ 加入予定企業：27件（60.0%）

＜実施期間＞

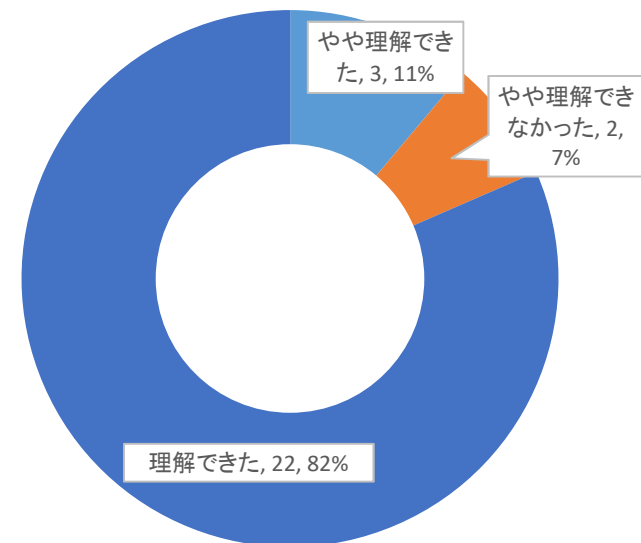
- ・ 2024年12月～2025年1月

■ 追加機能の要望（加入企業）



- ・ 追加機能の要望としては、メールやチャットといったコミュニケーション機能に関するものが多かった

■ 公開資料によるDSGの理解



- ・ 特設サイトに掲載している公開資料に関する理解度は高かったが、やや理解できないという声も

戦略的コミュニケーション

【令和7年度予算額】（歳出ベース）272,173千円 （契約ベース）360,806千円

1. 事業概要

- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中、我が国にとって望ましい安全保障環境を平素から創っていくための取組の一環として、SNSなどの各種媒体を使用した国外に向けた情報発信を「戦略的コミュニケーション」※（Strategic Communication）として実施し、発信する情報を正確かつ広範に認識させる重要性は増大している。このような背景から、防衛省・自衛隊においても、戦略的コミュニケーションとして各種訓練やハイレベル交流の機会等をSNSや省HP等で国外へ向けて情報発信をしてきたところである。

※ 戦略的コミュニケーション（外交・安全保障政策の達成に向けて、言葉や行動、シンボルやイメージなどを意図的かつ総合的に用い、対象とする相手の行動を変更せしめるべく作用を促す手段。）※青井千由紀教授著「戦略的コミュニケーションと国際政治」

- 防衛省・自衛隊の情報発信の取組強化の一環として、部外力を活用し、主に以下の取組を実施

【主な活動内容】

① 防衛省・自衛隊による情報発信に対する民間業者からのコンサルティング

防衛省・自衛隊の情報発信において、民間業者の知見を活かし、現状の防衛省・自衛隊による情報発信の効果を分析・評価して、より効果的な情報発信になるように、活用すべき媒体や発信手法について、コンサルティングしてもらい、国外へ向けた発信力を高める。

② 各国・地域専門家を招いてのセミナーの開催

効果的な情報発信の内容を考えるにあたっては、情報の受け手となる様々な国・地域の特性や歴史等を理解する必要があることから、各国・地域の専門家によるセミナーを定期的の実施することで、それらの国や地域に関する知見を高める。

2. 論点

- ① 令和7年度の取組として、国外へ向けた発信手法等に関する民間部門の最新のノウハウ・知見を踏まえて防衛省・自衛隊の発信力の向上を図る予定であるが、特に防衛省・自衛隊のSNSや省HP等はまだまだ改善の余地があるところ、今後、どのように防衛省・自衛隊の発信力を向上させるべきか。
- ② 現状として発信内容を検討する際の一助として各国・地域の専門家から助言を得ることを念頭に置いているが、民間の発信戦略の手法（広告等）の助言を受けることも検討すべきか。
- ③ 情報発信においては、客観的な効果の測定が難しいところ、防衛省・自衛隊による発信に対する閲覧数以外に活用しうる指標はあるか。

3. ロジックモデル

現状・課題

防衛省・自衛隊は、戦略的コミュニケーションを政府一体及び同盟国等とともに充実・強化するに当たり、SNS、HP等において各種訓練やハイレベル交流など様々な情報発信を国外に向けて行っている。我が国の立場などの情報を正確に伝えるほか、世界情勢の急速な変化に対応すべく、民間企業や国外・関係機関からの知見等を活用した上で情報発信をすることが必要である。また、より効果的な情報発信を実施するため、現状の情報発信の効果を踏まえて、常に改善していく必要がある。

インパクト (事業の目的)

防衛省・自衛隊が実施する様々な活動を国外に正しく効果的に伝える観点から、現状の情報発信の効果や課題に関して、民間企業や有識者からの意見を活かし、より効果的に各国・地域から受容されやすい情報発信となるように知見の収集を行うもの。

アクティビティ（活動）

民間業者からの意見や有識者からの各国・地域の専門的な特性に係る知見等、防衛省・自衛隊の発信力向上に向けた助言を受ける。

アウトプット（活動結果）

民間業者及び有識者からの指摘や助言を反映し、効果的な情報発信となる。

【活動指標】
公表回数、HP掲載数等

アウトカム（短期）

防衛省・自衛隊の情報発信力及び内容に対する印象が改善され、情報発信の受け手から第三者への拡散がより期待できるようになる。

【成果指標】
HP、SNS等の閲覧数

アウトカム（長期）

防衛省・自衛隊による情報発信がより正確かつ広範に各国・地域で認識されることとなり、我が国に対する理解と信頼を示す国・地域が増える。

(参 考 資 料)

【発信力の向上に向けた部外委託業者からのアドバイス(一例)】

・効果的なハッシュタグの使用

⇒「#FOIP」→「#FreeandOpenIndoPacific」、同志国等との連携を示すハッシュタグの設定

・一般の人に伝わる説明内容

⇒発信内容については、ターゲットとする地域の特性を踏まえ、一般の人の興味も引くように、**その取組の必要性や装備品等の特徴などの説明**をするなどの記載の工夫をする(事例1、2)

・例年実施している共同訓練等については、前回の取組を振り返り的に発信

⇒共同訓練といったメッセージ性が強く、発信力の強い取組は、**取組の実施前に前回の取組の動画等を発信する(令和6年8月実施の日伊共同訓練(ライジングサン)において、前回動画(戦闘機の飛来動画)を使用して、高い反応を得た)**

・メンション発信の活用

⇒情報発信の際に相手国・軍にメンションを行うとともに、**防衛省発信に対しての外国政府・軍関係者からのメンション発信に対するリポストで拡散を図る**

<事例1>



<事例2>



戦略的コミュニケーション強化のための調査・研究に係る部外委託について

【改善提案の一つとして、部外委託業者に動画作成を依頼】
国外に対して、より訴求力の高い動画を作成、高い評価を得た。



【部外委託業者による発信力強化のためのセミナー】
一般隊員でも比較的容易に動画作成等が可能なツール等を紹介してもらい、使用方法等について、省内広報担当者等にセミナーを行い、撮影技術の改善提案を受けた。



平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(平成30年12月18日策定)(抜粋)

「総合的な防衛体制の構築」

我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの**戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する**。

「平素からグレーゾーンの事態への対応」

積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む**戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する**。

国家安全保障戦略(令和4年12月16日策定)(抜粋)

「自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化」

同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、カナダ、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定(ACSA)・円滑化協定(RAA)の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、**戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置(FDO)等の取組を進める**。

「我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化」

偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化する。その観点から、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。さらに、**戦略的コミュニケーションを関係省庁の連携を図った形で積極的に実施**する。

国家防衛戦略(令和4年12月16日策定)(抜粋)

「国全体の防衛体制の強化」

力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、**FDOとしての訓練・演習等や、戦略的コミュニケーション(SC)を、政府一体となって、また同盟国・同志国等と共に充実・強化していく**必要がある。

AI導入推進

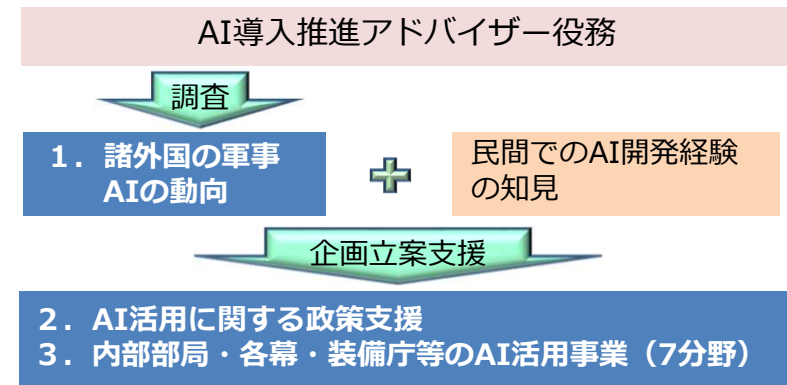
【令和7年度予算額】（歳出ベース）118,095千円 （契約ベース）118,095千円

1. 事業概要

- 民間では、AIに関連した技術革新が進行。防衛省においてAIの活用を推進する上で、その知見を取り込むことが重要。
- 他方、AIには、一定の誤りが含まれることにまつわる信頼性の懸念や、学習データの偏りなどに起因するバイアスなどの課題やリスクがともなうとの指摘あり。
- AIの課題やリスクを把握しつつ、適切に活用するため、知見を有する部外の者から、防衛省におけるAIの活用に係る助言等を得た上で、防衛省AI活用推進基本方針を令和6年7月に策定した。
- また、課題を把握しつつ、防衛省・自衛隊におけるAI導入を推進するため、AIの知見を有する部内人材の教育を行う。

【主な活動内容（令和2年度から事業開始）】

- AI導入推進に係るアドバイザー役務
 - ・ 諸外国のAI導入に関する政策等の調査
 - ・ AIの活用方針への助言等
 - ・ AI導入事業の管理に係る助言
- AIに係る部外委託研修の実施



2. 論点

- ① 安全保障分野におけるAIの活用については様々なリスクも伴うが、防衛省としてAIをどのように導入・活用していくべきか。
- ② AI導入・活用の向上を推進するため、AIに知見を有する人材の確保・育成が必要であるが、防衛省としてどのような施策を講じていくべきか。
- ③ 上記の論点①及び②を踏まえ、本事業に係る活動指標・成果指標の設定は適切か。

3. ロジックモデル

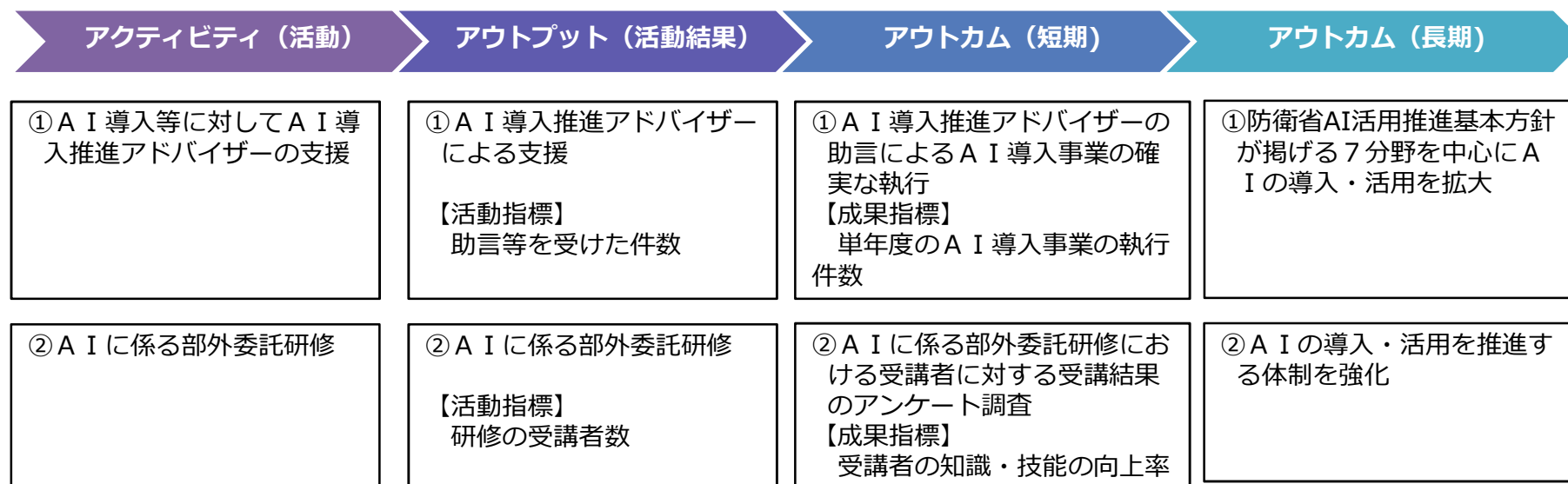
現状・課題

国内外の民生分野において急速にA I関連の技術が進展する中、防衛省としてA Iの導入・活用を推進していくため、民生分野の知見を取り込んでいくことが重要となっている。

他方、A Iには一定の誤りが含まれることによる信頼性の懸念や、学習データの偏りなどに起因するリスクが伴うとの指摘があることから、A Iに係る動向や課題を適切に把握しつつ民間の技術的知見を取得していくこと等が重要であり、併せて、A Iの導入・活用を推進する体制を支える部内人材を育成していく必要がある。

インパクト (事業の目的)

A Iの導入・活用の拡大及びそれを支える体制の強化を通じて防衛力整備計画の7つの主要事業（スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性）を中心とした防衛力の強化を加速する。



(参 考 資 料)

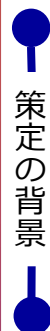
【参考】

防衛省 A I 活用推進基本方針（概要）

- 令和 6 年 7 月、防衛省として初めて、A I 活用推進の羅針盤となる基本方針を策定
- 基本方針は、第 1 部「基本方針策定の背景と目的」、第 2 部「A I の活用分野と方向性」、第 3 部「A I 活用推進に向けた取組」から構成
- 国内・国外で行われている最新の議論を参考に、A I の活用分野、A I の利用に伴うリスクへの対応、データ基盤の構築、A I ・データ人材の確保・育成、研究開発など、幅広い事柄について防衛省の考え方を示すもの

第 1 部

Ends



策定の背景

A I は、科学技術の急速な進展による安全保障の在り方の根本的な変化や、人口減少と少子高齢化という、我が国が直面する課題を克服する技術の一つとなる可能性



策定の目的

- ・ 防衛省内で A I を活用する取組の戦略性や一貫性を担保
- ・ データや人材という資源について、組織の垣根を越えて共通化
- ・ 国民の理解を背景とする行政や、他国との協力・連携を推進
- ・ 部外の企業や研究機関等との円滑な協力関係を構築

第 2 部

Ways

A I の機能と限界

活用分野

リスクへの対応

A I の活用に当たっては、まずは人間が具体的な課題を特定し、その課題克服のために A I を役立てることができるか検討するというプロセスが重要

- ・ 以下の 7 分野で重点的に A I を活用

- ① 目標の探知・識別
- ② 情報の収集・分析
- ③ 指揮統制
- ④ 後方支援業務
- ⑤ 無人アセット
- ⑥ サイバーセキュリティ
- ⑦ 事務処理作業の効率化

- ・ ただし、A I の活用を上記 7 分野に限定する趣旨ではなく、まずは試行してみることも重要

- ・ A I が行うのは人間の判断のサポートであって、その活用にあたっては人間の関与を確保

「A I 事業者ガイドライン」で示されている、人間中心、安全性、公平性等の考え方を参考としつつ、国際社会での議論にも注意を払い、A I がもたらすリスクの低減に取り組む

第 3 部

Means

■ データ基盤の構築

- ・ 「データが任務遂行に不可欠な戦略アセットである」との意識を涵養
- ・ 共有が必要なデータを特定し、データフォーマットを標準化

■ A I ・データ人材

- ・ A I 関連業務を隊員のみで処理するのは非現実的、民間の A I ・データ人材に積極的にアプローチ
- ・ 内部育成の面では、人材ニーズに適した A I 講座の受講を促進

■ 研究開発

- ・ 国際的な議論の文脈で表明している一連のコミットメントの具体化に向け、ガイドラインを策定

■ 教育・研究機関との協力関係を拡大・深化

■ 各国との協力・連携を推進

■ A I 軍備管理・A I 倫理

- ・ 国際的な議論に積極的かつ建設的に貢献

■ 他の先端技術と生成 A I

- ・ A I を支えるインフラとなる可能性のある先端技術について、必要に応じ導入を検討
- ・ 生成 A I については、できる限りリスクを低減することを重視しつつ、導入に取り組む